

第17回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年8月29日 13:30~14:15

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員
20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員

(以上 17名)

4. 欠席委員 3番 田井 博行委員 18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員

(以上 3名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美
(以上 6名)

会議録署名委員の指名 21番 成田 俊英委員
1番 吉田 重喜委員

会期決定について 平成28年8月29日(1日)

6. 議事日程 会務概要報告

報告第51号 現況証明願について(市街化区域)
報告第52号 農業経営証明願について
議案第70号 現況証明願について
議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第72号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
(追加議案)
議案第73号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の
変更等に係る意見聴取について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。
お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。
ただいまより第17回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に21番、成田俊英委員、1番、吉田重喜委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日8月29日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告と報告案件をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第51号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第51号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書5ページ目の表の1番は、資料が6ページから8ページにございます。

市街化区域内の■■■■■、の1筆、公簿地目が畑になっております■■■㎡の土地について、所有者の■■■■■の代理人であります、■■■■■より現況証明願があり、8月1日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、8月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページ目の表の2番は、資料が6ページ、9ページ、10ページにございます。

市街化区域内の[]、の1筆、公簿地目が畑になっております、
[]m²の土地について、所有者の[]の代理人であります[]より現
況証明願があり、8月5日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地
採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書
の発行を行いました。

次に、議案書5ページ目の表の3番は、資料が6ページ、11ページ、12ページ
にあります。

市街化区域内の[]、他1筆、公簿地目が畑になっております、合
計[]m²の土地について、所有者の[]より現況証明願があり、8月12日、
事務局職員5名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用
状況は建築済地でしたので、8月17日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の現況証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第51号「現況証明願」について質問等
を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第52号「農業経営証明願」について事務局
より報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは議案書13ページにあります、報告第52号「農業経営証明願」につい
て報告致します。

今回は、音別地区で1件、阿寒地区で1件の申請がありました。

議案書14ページの別表の1番は、[]の[]
から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の幹
旋業者へ提出するために、平成28年7月29日に申請があり、農地基本台帳により
農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いま
した。

議案書14ページの別表の2番は、[]の[]
から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者であ
る旨の証明書を当該事業の幹旋業者へ提出するために平成28年8月19日に申請が
あり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決によ
り証明書の発行を行いました。

以上、2件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第52号「農業経営証明願」について質
問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議にはいります。
議案第70号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の15ページにございます、議案第70号「現況証明願」について提案致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、阿寒地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書16ページにございます表の1番ですが、資料は17ページ、18ページにございます。

農振地域内の白地の公簿地目が雑種地である、XXXXXXXXXX、他1筆、合計XXXX㎡の土地について、所有者であります、XXXXXXXXXXから現況証明願がありましたので、8月1日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の整地済地であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたくご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の熊坂委員から報告をお願いします。

委員
熊坂委員

議案第70号の現況証明願について報告致します。

XXXXXXXXXX他1筆、面積の合計がXXXX㎡で、公簿地目が雑種地、土地の所有者、申請者ともXXXXXXXXXXであります。

この件につきましては、平成28年8月1日に、阿寒地区農業委員4名及び事務局3名で現地調査を実施し、該当地は、農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地であることを確認しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

熊坂委員、ありがとうございました。

それでは、議案第70号「現況証明願」について審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第70号「現況証明願」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第70号「現況証明願」については原案のとおり決定いたします。
次に、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局より提案して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書19ページ目でございます、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や、農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書20ページの表の1番は、資料が議案書の21ページ、22ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものです。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたい、ご提案を致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の浅野委員に報告を求めます。

委員
浅野委員

議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

申請の内容は、■■■■が所有する農地について、■■■■との間で賃貸借するものであります。

この件につきましては、平成28年8月22日に、釧路地区農業委員3名及び事務局2名で現地調査及び協議を行いました。

当該農地については、今後も農地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

それでは、1番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請」については原案のとおり決定いたします。

それでは、次に、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の23ページでございます、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、阿寒地区で3件の計画がございます。

議案書24ページの表の1番ですが、資料は議案書の25ページ、26ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他6筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■との間で、年間■■■■円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書24ページの表の2番ですが、資料は議案書の27ページ、28ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■の1筆、■■■■㎡の農地について、■■■■との間で年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書24ページの表の3番ですが、資料は議案書の27ページ、29ページ、30ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■との間で、期間は3年間で■■■■による利用権の設定でございます。

以上3件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたくご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から提案のありました議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

2番、3番は、■■■■に関する案件ですので議事参与の制限にあたります。

そこで、審議は1番、次に2番と3番の2つに分けて行うこととします。

それでは1番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定いたします。

次に、2番、3番を審議しますので、 は退室して下さい。

(退室)

議長
野村会長

それでは、2番、3番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番、3番については原案のとおり決定いたします。

 は入室して下さい。

(入室)

議長
野村会長

2番、3番は、原案のとおり決定致しました。

本日は、追加議案がございますので、続いて追加議案の審議に入ります。

議案第73号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、追加議案書 1 ページでございます、議案第 7 3 号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、1 件の用途変更についての意見聴取でございます。

追加議案書 2 ページの表の 1 番は、資料が追加議案書の 3 ページから 5 ページでございます。

■■■■■■■■■■、他 2 筆、合計 ■■■■㎡について、■■■■■■■■■■による酪農施設建設のため、農地から農業用施設用地に用途変更したいとするものです。

この件に関しましては、平成 2 8 年 4 月 2 8 日開催の第 5 期第 1 3 回鉏路市農業委員会総会、議案第 5 4 号の 2 番で審議を行いました結果、同意できない旨の回答を行っておりますが、今回、事業者が事業計画の変更を行い、再度、鉏路市長に対し変更申請書の提出を行っております。

酪農施設建設にあたっては、通常、農地法第 5 条による転用許可申請が行われるべきところですが、事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画での転用手続きを要望しております。

農用地利用集積計画での転用手続きにおいても、農地法第 5 条に準拠して審査を行わなければならないことになっておりますが、面積が 4 h a を超えておりまして、農地法第 5 条においては大臣協議が必要な最高レベルの案件でございます。

今回、ご審議頂いた結果、同意する旨の意見となりました場合には、用途変更手続きが終了した直後の農業委員会総会で農用地利用集積計画の決定についての審議を行うこととなります。

議長
野村会長

それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致しますが、■■■■■■■■■■が■■■■■■■■■■の役員となっており、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■が出資者であります■■■■■■■■■■の役員でありますことから議事参与の制限を受けますので、■■■■■■■■■■は退室して下さい。

(■■■■■■■■■■退室)

議長
野村会長

それでは、1 番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

